

## 令和7年度西部地域PR動画制作業務委託仕様書

- ・この仕様書は、企画提案書作成用である。
- ・契約予定者（以下「受注者」という。）を特定後、静岡県西部地域局（以下「発注者」という。）は受注者と本書及び企画提案書に基づいて業務内容の協議を行い、仕様を決定した上で委託契約を締結する。

### 1 適用

本仕様書は「令和7年度西部地域PR動画制作業務」の企画提案に適用する。

### 2 業務背景及び目的

静岡県西部地域局では、管内の7市1町やスポーツ団体などの関係者と連携し、西部地域の持つ様々な魅力を地域内外の方により分かりやすく伝え、共感を得られるよう、情報発信に取り組んでいる。

本業務では、管内市町を一体的かつ効率的にPRするため、動画制作を行う。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月18日（水）まで

### 4 業務内容

県西部地域（湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市）の魅力をPRする動画を制作するため、以下の事業を実施する。

#### (1) 企画・運営

- ア 受注者主体で業務目的に沿った動画の企画立案を行い、撮影前に絵コンテやサンプル動画等を使用し、発注者と協議の上、動画構成を決定すること。
- イ 管内市町の地域資源を活用し、情報の羅列では無く、ストーリー性をもったテーマを設定すること。
- ウ 視聴者の視覚や聴覚に訴える工夫を施すこと。（特殊撮影（ドローンの使用、タイムラプス撮影など）、CGやアニメーションとの組み合わせ等）
- エ 5分程度の長尺動画及び2分程度の短尺動画を、それぞれ1本制作すること。

#### (2) 撮影・編集

- ア 撮影場所の許可等、必要な調整や各種手続き等については、受注者が適切に対応すること。
- イ 撮影場所や撮影時期等、動画制作における重要事項は発注者と協議のうえ、決定すること。
- ウ 管内市町（湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市）のスポットを各1箇所以上取材すること。
- エ 動画制作にあっては、原則として新規に撮影を行うものとする。ただし、本業務の目的に合致する場合に限り、受注者が保有する映像や借用映像の使用を認める。また、季節や天候、災害等の影響で撮影が困難な場合や、適切な映像が確保出来なかった場合についても、発注者と協議のうえ、借用映像等を使用できるものとする。なお、使用における手続き等は、受注者が責任を持って行うこと。
- オ BGM等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないように留意すること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受注者において行うこと。
- カ ナレーションは不要とし、BGM等音楽素材が再生できない場面でも、動画内容が伝わるよう工夫すること。

### (3) 納品

- ア 納入場所  
静岡県西部地域局（磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎東館1階）
- イ データ形式  
拡張子：MP4、アスペクト比16：9、解像度1920×1080（フルHD）
- ウ 納品物  
USBメモリ又はSDカード

## 5 提案に当たって考慮すべき事項

他のPR動画と差別化できる独自アイデアや企画が盛り込まれており、動画を視聴した人が「遠州を訪れてみたい」と感じるかの視点を重視する。

(Ex：タイムラプス、ドローン撮影、アニメの組み合わせなど)

## 6 その他の留意事項

### (1) 実施体制

- ア 受注者は本事業を推進し全体を統括する実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- イ 実施責任者は、発注者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。また、必要に応じて業務担当者が打合せ等に参加し、事業実施に関する検討がスムーズに行われる体制を整えること。

### (2) 秘密保持等

- ア 受注者は個人情報保護法、静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシー等を遵守するものとする。
- イ 本委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らしてはならない。これについては、業務完了後も同様とする。

### (3) 著作権等

- ア 本業務により作成された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条の権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。
- イ 受注者は、本業務の成果物について、著作権法第18条から第20条までに規定する著作人格権を行使しないこととする。
- ウ 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。  
また、権利処理にあたっては、次の事項が可能となるようにすること。
  - (ア) 第三者が権利を有する著作物を利用して制作した著作物については、発注者の判断により上映、貸出し、配布等が可能とすること。
  - (イ) 第三者が権利を有する著作物を利用して制作した著作物については、発注者の判断によりWeb、SNS等に掲載可能とすること。
- エ 委託業務に使用する映像、写真については、肖像権を侵害しないよう留意すること。
- オ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたる。

## 7 報告・打合せ

- (1) 受注者は、発注者に対し、業務内容や業務の進捗状況等を適宜報告し、発注者の指示に従うこと。
- (2) 業務を円滑に実施するため、受注者は発注者の求めに応じ、適宜打合せを行うこと。

## 8 その他

本仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。